

会議録

1 関係職員の陳述

本請求の要旨を否認し、本請求を棄却するとの決定を求める。

2 監査委員から関係職員への質疑

問1 令和6年度算定において、嘱託職員である浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）事務局長の給与を正規職員配置とされている理由を説明していただきたい。

答 人件費補助金の積算根拠として、実際に支出した又は支出予定の人件費の額で積算するのではなく、課長級や主任主事級などの標準的な人件費で積算する標準人件費の考え方をを用いているため。

問2 浜田市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という）第4条「事務局長等の設置に必要な経費」の違法性（裁量権の逸脱・乱用）について

要綱を読むと、補助金額は、予算の範囲内で経費以内の額であれば人件費全額負担もあり得ると思うが、令和7年度の交付決定額は何%か。分母と分子の額はいくらか。県内8市で100%負担している市はあるか。

答 分子（令和7年度補助金交付決定額）が1億182万1,000円、分母（市社協申請の補助対象となる人件費の額）が1億2,457万9,000円であり、補助率は81.7%となる。県内8市では、各市の補助金交付要綱を参照すると、雲南市と安来市は100%負担しておられるのではないかとと思われる。

問3 「マネーロンダリング」による違法な赤字補填（公益性の欠如）について

決算書の中で「本所拠点区分」から「各所拠点区分」と「介護保険事業拠点区分」へ繰入金支出されているが、市社協が決算書を調整される際、税理士又は公認会計士に確認を取られているか。また、社会福祉法や社会福祉法人会計基準に基づいた正しい処理がされているか伺う。

答 確認されており、正しい処理がされているという認識である。

問4 介護保険法違反（幽霊事業・虚偽公表）の黙認と善管注意義務違

反について

人件費補助金が、介護事業の赤字補填という事実は確認できるか。
答 人件費補助金は本所拠点区分の人件費で全て使い切っているため、そのような事実は全くないものと認識している。

問5 形式的な「実績報告」及び「基金取り崩し」の抗弁の不当性について

本市の補助金は、民間圧迫（官製ダンピング）の原資として機能しているという財務的実態を隠蔽するものか。

答 そのような事実はない。

問6 請求人の主張によると、訪問入浴介護事業は人員基準違反の疑いで、今後、行政処分を受けるとともに不正に得ていた介護報酬の返還を求められることが想定されるとあるが、今日現在そのような予定はあるか。

答 今日現在においてそのような予定はない。

問7 処分庁はどこになるか。

答 島根県になる。

問8 浜田市訪問入浴介護事業補助金交付要綱が求める訪問入浴介護事業所の指定はいつからいつまで受けておられるか。

答 令和2年4月1日から令和8年3月31日となっている。